

財団法人宮城県体育協会共催及び後援名義取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人宮城県体育協会（以下「体育協会」という。）が体育協会以外のものを行う宮城県におけるスポーツを振興し、県民の体力向上を図るために実施するスポーツ関係の行事を共同主催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、各号の掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- 一 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担すること。
- 二 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(共催等の名義)

第3条 共催及び後援（以下「共催等」という。）について使用を承認する名義は「財団法人宮城県体育協会」とする。

(承認の基準)

第4条 会長は、行事の主催者から共催等の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。

- 一 主催者の基準
 - イ 国又は地方公共団体
 - ロ 加盟団体及び加盟団体の連合体
 - ハ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教団体を除く。）
 - ニ その他の団体等で主催者の存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分あると判断されるもの。
- 二 事業内容の基準
 - イ 教育又はスポーツの向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。
 - ロ 当該事業の規模が広範囲にわたるものであること。
 - ハ 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。

2 前項の規程にかかわらず次の各号の一に該当すると認められる行事については、承認しないものとする。

- 一 営利を目的とするもの。
- 二 政治的目的を有するもの。
- 三 宗教的目的を有するもの。

(申請の手続)

第5条 体育協会の共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書（様式第1号）を原則として開催期日一月前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の申請書を受理したときは、速やかに承認するか否かを様式第2号により文書で通知するものとする。

(添付書類)

第6号 前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類
- 四 その他必要書類

(承認の条件)

第7号 承認に際しては、必要により次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- 二 事業終了後は、直ちにその結果につき報告書(様式第3号)を提出すること。
- 三 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- 四 後援の承認を行うに際しては、原則として事業経費の負担支出を伴わないこと。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

共催（後援）申請書

年 月 日

財団法人宮城県体育協会 会長 殿

申請者 住所
氏名 印

下記の行事の共催・後援を承認されるよう申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 行事開催の趣旨
- 5 その他関係資料（別添）

様式第2号（第5条関係）

財宮体協第 号
年 月 日

各依頼（申請者） 殿

財団法人宮城県体育協会 会長

共催（後援）名義の使用について（通知）

平成 年 月 日付け（第 号）で申請のありましたこのことについては、下記により承認（不承認と）します。

記

（承認の場合）

- 1 共催（後援）の対象事業名
- 2 共催（後援）の期間
- 3 承認の条件

（不承認の場合）

- 1 不承認の理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

財団法人宮城県体育協会 会長 殿

申請者 住所
氏名 印

事業報告書

平成 年 月 日付け第 号で共催・後援の承認を受けた事業が終了したので、下記（別紙）のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 事業の概要